

令和7年度

水質検査計画



京極町 建設課

目 次

| | |
|---------------------------|-------|
| 1. 基本方針..... | - 1 - |
| 2. 水道事業の概要..... | - 1 - |
| 3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況..... | - 2 - |
| 4. 採水地点..... | - 2 - |
| 5. 水質検査項目及び検査頻度..... | - 2 - |
| 6. 臨時の水質検査..... | - 3 - |
| 7. 水質検査の方法及び実施状況の確認..... | - 3 - |
| 8. 水質検査計画及び検査結果の公表..... | - 3 - |
| 9. 関係者との連携について..... | - 3 - |

1. 基本方針

京極町は、水道事業に供給する水が定期水質検査において水質基準に適合していることを遵守するため水質検査計画を策定し、計画的に下記のとおり水質検査を実施いたします。

- (1) 採水地点
水質基準が適用される給水栓（蛇口）及び水源とします。
- (2) 検査項目
水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。
- (3) 検査頻度
水道法施行規則第15条第3項3号に従い行います。

2. 水道事業の概要

- (1) 給水状況
【簡易水道施設】

| 区 分 | 京 極 地 区 簡 易 水 道 |
|-------------------|--|
| 計 画 給 水 区 域 | 京極町字京極全域、字三崎の一部、字春日の一部、字川西の一部、字松川の一部、字大富の一部、字脇方の一部、字更進の一部、字北岡の一部 |
| 計 画 給 水 人 口 | 2, 8 8 0 人 |
| 1 日 最 大 計 画 給 水 量 | 2, 0 2 0 m ³ /日 |

- (2) 水源概要

| 水 源 の 名 称 | ふきだしの沢川 | 北岡地区1号井 | 北岡地区2号井 | 芙蓉地区 |
|-----------|---------------------------|------------|------------|------------|
| 水 源 種 別 | 湧水 | 深井戸 | 深井戸 | 深井戸 |
| 浄水処理方法 | 紫外線照射 マイクロストレナ 塩素滅菌 | 急速濾過・塩素滅菌 | 急速濾過・塩素滅菌 | 塩素滅菌 |
| 使 用 薬 品 | 次亜塩素酸ナトリウム | 次亜塩素酸ナトリウム | 次亜塩素酸ナトリウム | 次亜塩素酸ナトリウム |

3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況

○ 原水について

近年までの水質状況は概ね良好な状態といえます。また、供給している水源は、湧水及び深井戸で、季節による水質変動も少なく安定した良質な水であるといえます。

○ 浄水について

近年までの水質検査結果についても水質基準を大幅に下回っており、安全で良質な水であると言えます。

4. 採水地点

採水場所は表のとおりとします。

| 地 区 | 採 水 場 所 |
|------|-------------|
| 京極地区 | 京 極 町 役 場 |
| 川西地区 | 京 極 町 火 葬 場 |
| 芙蓉地区 | (有)ふなば農場 |
| 北岡地区 | (有)タニファーム |

原水については、各水道施設の取水池にて採取しております。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 浄水水質検査

過去の検査結果を踏まえ、多数の項目で基準値の10分の1以下を維持し、3年に1回にまで検査回数を減じることができますが、安心・安全な水を供給するため水質基準51項目の検査を行い水の安全を確認します。

ア 法令に基づく水質検査は、給水栓水等において水質基準項目（51項目）を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査のうち、一般細菌等、病原性微生物の汚染を疑わせる指標やpH値・濁度、水の基本的な性状に関する9項目については、月1回行います。

ウ 法令に基づく水質検査のうち、検査頻度を緩和することが不可能なトリハロメタン等消毒副生成物12項目については、年4回行います。

(2) 原水水質検査

ア 厚生労働省健康局水道課長通知（平成 15 年健水発第 1010001 号）において、水質基準 51 項目から消毒副生成物の 11 項目及び味を除いた 39 項目を毎年 1 回行います。

イ クリプトスポリジウム汚染の指標菌検査（嫌気性芽胞菌及び大腸菌）を年 12 回行います。

6. 臨時の水質検査

水源又は取水若しくは配水過程等にある水に以下のような変化があり、給水栓水が水質基準を超える恐れのある場合に臨時の水質検査を行います。

イ) 水源の水質が著しく悪化したとき。

ロ) 水源に異常があったとき。

ハ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

ニ) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

ホ) その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の方法及び実施状況の確認

水質検査の方法は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省省令 101 号）の規定に基づく告知に示された検査方法により行います。

水質検査は、俱知安保健所及び小樽市水道局、水道法第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けている機関で行い、確認事項として外部制度管理及び内部精度管理を実施している証明を受け、一定の条件を満たしている機関で行い、検査結果を検査成績書にて報告を受け結果の確認を行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は公表し、内容についてご意見をいただきながら、毎年よりよい計画を作成してまいります。水質検査計画と検査結果は、建設課窓口及びホームページで閲覧できます。

9. 関係者との連携について

水源周辺で水質事故が発生した場合は、俱知安保健所等の関係機関と連携して迅速に対策を講じます。